

都 道 府 県 知 事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
（ 公 印 省 略 ）

施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例に係る取扱いは、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 3 号）、「平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」（平成 30 年 3 月 5 日付け保発 0305 第 12 号）、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例における研修修了証の写しの提出について」（平成 30 年 12 月 10 日付け保発 1210 第 1 号）及び「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成 31 年 2 月 13 日付け保発 0213 第 3 号）（以下、「特例関係通知」という。）により取り扱っているところであるが、今般、特例関係通知における「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の取扱いについて下記により行うものとしたので、その取扱いについては遺漏なきようご配慮願いたい。

記

特例関係通知に基づき確約書を提出した施術管理者が当該確約書に基づき受領委任の取扱いの中止（中止相当である旨の措置を受けた場合を含む。以下同じ。）を受けた場合、当該中止に関しては、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号）の別添 1 別紙の 10（1）及び（2）並びに別添 2 の 10（1）及び（2）中「5 年」とあるのは、原則として「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成 11 年 10 月 20 日付け保険発第 138 号）1（1）に規定する不正若しくは不当な請求の金額又はその金額及び件数の割合が軽微であると認められる取扱いに準じる。